

鹿児島県ドローン活用技術トライアル発注事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県ドローン活用技術トライアル発注事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県内企業等が提供するドローンサービスを、県の機関が試験的に活用することにより、県内におけるドローン活用の社会的受容性を高め、ドローン関連産業の定着を図る。

(対象者)

第3条 対象となる企業等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に本社、本店又は事業所を有する企業。ただし、県外に本社、本店を有する企業においては、県内事業所においてドローンサービスの提供を行う者に限る。
- (2) 県内に在住し、事業を営む個人

(対象役務)

第4条 発注の対象となる役務は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 新役務の提供。ただし、新役務とは、自ら開発し提供する役務であり、申請時において販売開始からおおむね5年以内であること。
- (2) 優れた技術・役務特性を有し、市場性が見込まれる役務であると認められ、当該役務の技術等について、業務効率化、コスト削減又は住民サービスの向上等への繋がりが認められること。
- (3) 県の機関で用途が見込まれる役務であること。
- (4) 確実に役務の提供が行えること。
- (5) 地方自治法施行規則第12条の3第1項各号を満たすこと。

(選定委員会の設置)

第5条 本事業に係る役務の募集、選定、評価等について適正かつ円滑な運営を図るため、鹿児島県ドローン活用技術トライアル発注選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役務の募集などに関する実施手順)

第6条 本事業における役務の募集、選定、評価等の実施手順は、次のとおりとする。

- (1) 本事業の募集は、県のホームページ等を活用して実施するものとする。

- (2) 応募者は、県に対し、別に定める様式に必要書類を添付して、別に定める期限までに当該役務の特性等を提案するものとする。
- (3) 委員会は、発注する役務の選定、発注機関について審査するものとする。
- (4) 県の機関は、選定された役務を発注する。ただし、この制度に基づき県の機関が発注するのは、当該役務につき1回限りとする。
- (5) 県は、当該役務を発注した県の機関の意見等を基にして、使用者の立場からその有用性について評価を行い、委員会の審議を経て、当該事業者に報告する。
- (6) 受注した事業者は、県から役務について有用性があるとの評価を得た場合は、県の機関からの受注実績として掲げることができるものとする。

(役務に関する公表)

第7条 本事業における役務に関する情報の公表については、次のとおりとする

- (1) 応募段階では、応募された役務に関する個々の情報は公表しないものとする。
- (2) 発注する役務（役務名、事業者名、役務特性等）は、県のホームページにおいて公表する。
- (3) 発注した役務に係る評価結果（役務名、事業者名、役務特性、価格、使用後の評価）は、県のホームページその他の方法により公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月8日から施行する。